

令和5年度 IT 企業データベース構築委託業務 仕様書（案）

1 業務名

令和5年度 IT 企業データベース構築委託業務

2 事業目的

Society5.0 時代を共創する IT 人材・IT 産業の集積地「信州」を目指す「信州 IT バレー構想」を策定し、その推進体制として「信州 IT バレー推進協議会（NIT）」を設立した。

本業務は信州 IT バレー構想の実現に向け、県内 IT 関連企業とその IT ソリューションの PR と利用を促進するための専用サイトを構築し、デジタル化課題の顕在化による県内 IT ビジネスの創出と県内産業のデジタルトランスフォーメーションの推進を図ることを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結日から令和5年10月31日までとする。

4 業務内容

県内 IT 関連企業や IT ソリューション等に関する情報を登録し、当該情報の PR や利用者（県内企業・県民等）による検索が容易にできるとともに、利用状況の分析によるマッチング候補者の抽出や掲載情報のカタログ化など、IT ソリューションの利用を促進するためのマッチングシステム（専用サイト）を構築する。これ以外にも必要と思われる作業については、協議を行い受託者が行う。

5 システム要件

IT 企業データベース（以下「マッチングサイト」という。）について、下記要件に従い開発を行うこと。また、その実現可否（不可の場合における代替案等を含む。）について、具体的に提示すること。

（1）共通要件

ア 動作環境等

- ・利用者のデバイス環境（パソコン、タブレット、スマートフォン等）に依存しない、ブラウザのみで動作可能な Web 型のシステム（サイト）として構築すること。
- ・サーバー等の設置については、データセンター等を活用したクラウド型環境の構成とすること。
- ・利用するデバイス機器毎に表示の最適化が図られることを検証すること。

イ 権限設定関連

- ・利用者ごとに、各機能について操作権限を設定可能とすること。
- ・簡易なマスタメンテナンス（登録企業に係る基本情報の変更等）を管理者権限等で可能とすること。

ウ セキュリティ関連

- ・ID/パスワード、利用者権限等によるログイン制限を行うこと。
- ・httpsによる暗号化を行うこと。
- ・Web アプリケーションに係る脆弱性に対応し、OS やミドルウェア等の重要なセキュリティパッチについては、最新版を提供すること。
- ・アクセスログを取得し、一定期間のログ保存が可能であること。
- ・操作ログを取得する等、インシデント発生時等における解析作業を容易とする仕組みとなっていること。

エ カスタマイズ関連

- ・将来的な入力項目追加（データベース（DB）項目追加）等に、容易に対応可能な仕組みとすること。また、それに伴うレポート出力項目変更等に、容易に対応可能であること（DB 予備エリアの確保等、設計時に考慮すること）

（2）業務要件

ア 基本機能要件

- ・県内企業情報、同企業が所有する IT ソリューション（複数）、課題・ニーズ等を掲載できること。
- ・ビジネスアイデア、技術シーズ、研究成果等の機密性を含む情報について、利用者権限等に応じた限定的な情報の掲載や公開ができること。
- ・商品等のカタログ掲載や会社紹介動画等へのリンクができること。
- ・事業者や利用者が、自社の情報や要望等を新規に入力又は更新できること。なお、事業者等が入力等を行った場合は、管理者へ申請し承認を得た後でなければ情報が掲載されない仕組みを有すること。
- ・利用者が様々なキーワードやタグで検索できること。
- ・利用者がマッチングサイトにて検索した後、同サイト内から掲載企業にアプローチできる仕組みを有すること。この場合、その内容を管理者に通知する機能を有すること。
- ・検索結果の表示に際して、レコメンド機能を有すること。
- ・掲載企業を県内地図上に表示でき、俯瞰できること。
- ・自社情報を英語、中国語（繁体字、簡体字）で登録したい企業に対しては、当該言語による自社情報の登録が可能であること。
- ・特定の権限を有する者に対しての限定公開機能を有すること。
- ・運用にあたっては、別に公募する事業者や産業支援機関等に管理運営を委託することを前提に、当該事業者等において定期的に情報更新やコンテンツ追加・削除等の操作が可能であること。

イ 掲載情報管理（マスタ管理）（登録、修正、削除）

（ア）企業基本情報（県内 IT 関連企業等）

- ・県内 IT 関連企業等の基本情報（名称、住所、主たる業務内容、連絡先等）

（イ）IT ソリューション情報（IT 産業等）

- ・掲載企業・団体等 の基本情報（名称、住所、主たる業務内容、連絡先等）
- ・IT ソリューションに関する情報、画像、活用想定事例等

(ウ) IT を活用して解決したい課題やニーズに関する情報（ユーザー産業等）

- ・掲載企業・団体等の基本情報（名称、住所、主たる業務内容、連絡先等）
- ・解決又は相談したい内容や求める条件等に関する情報等

ウ 掲載情報や利用状況の抽出・分析

- ・掲載情報について、管理者側でデータ（CSV 形式等）や画像の抽出が可能であること。
- ・管理者において、マッチングサイトの利用状況等に関する分析（アクセス数推移、流入キーワード/フレーズ分析、入口出口ページ分析、流入元ドメイン分析、主要ページ別アクセス数推移分析など）が可能であること。
- ・マッチングサイトの利用状況に関するデータやレポートの出力が可能（日次、月次、年次等の単位で集計可能）であること。

エ DB バックアップ

- ・日次単位による 1 週間程度の DB バックアップ取得を可能とし、障害発生時等においては、指定した日時へのデータ復旧が可能であること。
- ・上記に加え、障害発生等によりシステムが停止した場合、停止期間内に発生したデータについて、後日入力が可能となっていること。

(3) 環境要件

以下に基づき、可用性、機密性、完全性を担保し、将来性を考慮したシステム稼働環境を提案すること。なお、システム全体として少なくとも導入後 5 年間保守可能な構成とすること。

ア システム稼働環境

- ・OS、データベース、ミドルウェア等の利用製品について、可用性、信頼性、保守性等を考慮して提案すること。また、システム構築後において、脆弱性に対するセキュリティパッチ等の対応が可能な構成として提案すること。
- ・システム構築に際して利用する製品について、将来における利用者数や管理者数等が増加した場合においても、ライセンス費用等の追加が発生しない構成とすること。
- ・計画的なメンテナンス等を除き、原則として 365 日、24 時間利用可能であること。

イ セキュリティ要件

- ・データセンター等において標準で装備されているセキュリティ機器以外で、セキュリティを高めるために有効であると見込まれるものがあれば、具体的に提案すること。
→ファイアーウォール機器の追加設置等

ウ データ発生件数

- ・マッチングサイトに登録する企業基本情報や IT ソリューション情報等の件数は以下を想定している。

(ア) 企業基本情報: 200 件/年

(イ) IT ソリューション情報: 100 件/年

(ウ) 課題・ニーズ情報: 50 件/年

(4) データ移行要件

原則として、可能な全ての項目について、既存のデータベースからデータ移行を行うこと（移行データは CSV 形式で提供可能）。

- ・現時点で蓄積されている主なデータ件数は以下のとおり。

企業基本情報:約1,000件

(項目数 属性情報:30項目程度、ITソリューション情報:20項目程度)

(5) 運用保守要件

次年度以降における運用保守作業について、以下の項目に対応可能であること。

ア 脆弱性等への対応

- ・サーバー、OS、その他ミドルウェア等について、脆弱性対応（セキュリティパッチ及びウイルス定義ファイルの適用作業等）を適切に行うこと。

イ 定期的なシステム稼働状況等監視

- ・ディスク容量等のリソース状況確認
- ・システム全体のバックアップ
- ・セキュリティ機器等の設定及び維持管理

ウ 障害発生時等における対応

- ・メール、電話等による問い合わせ、緊急度に応じたオンサイト対応が可能であること。
- ・指定した日時（1週間以内の指定日）へのデータ復旧に対応すること。
- ・不具合に係るシステム改修に対応すること。

エ 軽微なシステムカスタマイズ対応

- ・レポート出力における項目追加等

(6) 開発スケジュール

下記事項を踏まえ、開発スケジュールを具体的に提案すること。

ア システム機能要求事項の内容について、マッチングサイトの運用事業者等からのヒアリングを含めた、要求分析フェーズを設定すること。

イ プロトタイピング型の開発により、3回程度のリリース計画を提示すること。その際、どのようなタイミングで、どのような機能をリリースするか等を具体的に示すこと。

ウ 令和5年11月初旬より本格稼働可能とすること。

エ 上記のほか、運用テスト、データ移行、操作研修等、主要なマイルストーンについて、具体的なスケジュールを示すこと。

オ 進捗確認のための会議等を、必要に応じて開催すること。

(7) 調達機器

上記内容以外に必要とされる、ハードウェア、ソフトウェアなどがあれば企画提案書に明記すること。

(8) その他の留意事項

仕様書に記載のない問題が生じた場合、または仕様書にて想定されていない問題が生じた場合は、公益財団法人長野県産業機構（以下、「NICE」という。）および長野県担当者と協議の上、解決方法を決定する。

(9) 著作権

システム開発を委託するにあたり、ドキュメント、データ、データベース、プログラムソース、プログラムプロダクトなどの納入物の著作権及び所有権はNICEに帰属するものとする。ただしプログラム作成の上で使用する特許、又はそれに相当する受託者特有の技術部品等は除くものとし、これについては受託者に帰属するが、NICE及びNICEから業務又は運用管

理の委託を受けた者が当該部品等を利用することは可能とする。これは、NICEの立場を持って行う、運用保守委託、仕様変更、情報公開、次世代システムへの引き継ぎにおけるソースの開示及びコンバート等を想定し、NICEの一定の権利を確保するものである。従つて、受託者が共通部品など再利用可能な部品・委託成果に関するアイデア等を利用してソフトウェアを作成し、第三者に販売、使用許諾等を行う権利を制限するものではない。

6 成果物

(1) 本事業の成果物として、以下の納品物を提出すること。

ア 本システム 一式

イ 各種ドキュメント類

(ア)紙媒体(正、副)

(イ)CD-R(1部)

・プロジェクト管理関連(プロジェクト管理資料等)

・設計関連(基本設計書、詳細設計書等)

・構築関連(構築作業手順書、設定シート等)

・テスト関連(テスト計画書、テスト結果報告書等)

・研修関連(操作マニュアル等)

・その他(調整内容等議事録、プログラムソースコード等)

(2) 提出期限は、令和5年11月10日(金)とする。

(3) 成果物の著作権及び所有権は、NICEに帰属するものとする。

(4) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(5) 委託業務完了後に、受話者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受話者の負担とする。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、甲が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に

契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の 50%を超えない業務

その他、甲が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿、データの入力及び集計

その他、甲が簡易と決定した業務

8 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者は、NICE（新産業創出支援本部 ITバレー推進部）と協議し、NICEの意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。